

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
1. 現状 (1) 地域の災害等リスク ①洪水（ハザードマップより） 当市の洪水ハザードマップによると、江の川・馬洗川などの主要河川に沿って浸水想定区域が広範に存在し、特に低地や市街地を中心に最大で浸水深 3～5m のリスクがある地域も確認されている。過去には局地的な集中豪雨により中小河川の氾濫も見られ、事業所・商店への浸水被害が発生した事例もある。 ■洪水ポータルひろしま https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/mapShinsui.aspx ■三次市防災ハザードマップ https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/hazardmap/flow_01.html ②土砂災害（ハザードマップより） 当市の土砂災害ハザードマップによれば、山間部に多数の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が指定されており、斜面崩壊や土石流による事業所・交通インフラへの影響が懸念される。特に高齢化が進む集落では、避難や情報伝達体制の脆弱性も課題である。 ■三次市防災ハザードマップ https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/hazardmap/flow_01.html ③地震（J-SHIS 等による） 三次市防災ハザードマップ等によると、当地域は、三次市直下地震並びに南海トラフ巨大地震ではそれぞれ次のような影響があると考えられる。 i) 三次市直下地震 三次市直下で地震が発生した場合、市内は震度 6 弱～6 強の強い揺れに見舞われ、老朽化建物の倒壊や屋内の家具転倒による人的被害が発生する可能性が高い。道路・橋梁の損傷、法面崩落による交通寸断、停電・断水等のライフライン障害が広範囲に及ぶことが想定される。特に山間部では土砂災害により集落孤立や物流停止が生じ、事業所の操業継続に重大な影響を与える恐れがある。通信障害や資材不足も重なり、従業員の安全確保、事業再開に必要な情報収集・連絡体制、代替手段の確保が課題となる。 ii) 南海トラフ巨大地震 南海トラフ巨大地震発生時には、三次市は震度 5 弱～5 強の広い揺れに見舞われ、建物の損壊、什器転倒、設備故障等の被害が想定される。市内は内陸に位置するため津波影響は受けないが、強震により斜面崩壊・ため池損傷のリスクが高まり、道路閉塞や局地的な浸水が発生する可能性がある。また広域同時被災となるため外部支援が遅れ、停電・断水・通信障害が長期化し、物流停滞によって燃料・資材・商品調達が困難となる。事業継続には、在庫確保、連絡手段の多重化、代替拠点や業務縮退の検討が不可欠となる。

主な想定地震	想定 マグニチュード	今後 30 年以内の 発生確率	本市での 最大震度	出典
三次市直下地震	6.9	不明	6 強	※ 1
南海トラフ巨大地震	9.0	60～90%程度以上	5 強	※ 2

- ※ 1 「広島県地震被害想定調査報告書 第 2 編 結果編 第 2 章」(令和 7 年 10 月) より)
 2 「広島県地震被害想定調査結果(概要版)」(令和 7 年 10 月) より)

■ J - SHIS 地震ハザードステーション

<https://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>

■ 南海トラフで発生する地震

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/

■ 広島県危機管理課「広島県地震被害想定調査報告書(R7.10)を作成しました！」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/1181640340970.html>

■ 広島県地震被害想定調査報告書(第 2 編 結果編 第 2 章 どこでも起こりうる直下の地震) ※ 1

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/646375.pdf>

■ 広島県地震被害想定調査結果(概要版)(令和 7 年 10 月) ※ 2

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/645622.pdf>

④ 感染症

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の拡大時には、来店客数の減少、イベント中止、人手不足、資材調達難などの影響が小規模事業者に広く及んだ。特に飲食・宿泊・観光業では売上激減による事業継続の危機に直面した。感染症リスクは今後も繰り返し発生する可能性がある災害種別として、BCP への反映が重要とされる。

■ 内閣感染症危機管理統括庁

<https://www.caicm.go.jp/index.html>

(2) 管内の商工業者の状況(令和 7 年度商工会実態調査)

- ・ 商工業者数：622 社
- ・ 小規模事業者：569 社
- ・ 商工会員数：503 名

	会員数	(計)	会 員 事 業 所 の 業 種 別 内 訳									定款会 員
			建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業		サービス業		その他	
							飲食店	宿泊業	娯楽業	娯楽業以外		
総合計	503	480	97	57	9	126	46	3	1	87	54	23

(3) これまでの取組

① 三次市の取組

項目	実施状況
ア.「三次市地域防災計画(基本編・震災対策編)」の策定	本計画が策定されており、風水害・地震などを想定した「基本編」と「震災対策編」によって構成されている。
イ.「三次水防計画」の策定	江の川流域水害対策等が計画的に進められており、令和 7 年度には「流域治水に関する取組」「水防体制の強化」など具体的な取組予定資料も出されている。
ウ.「三次市避難所設置・運営マニュアル」の策定	避難所に関する指定・運営の見直しが行われ、基幹避難所 19 箇所の指定等が明示されている。

エ.「みよし なるほど! 出前講座 (防災・減災)」の実施	明確な公開資料は確認できていませんが、防災・減災教育の出前型講座実施の必要性が示唆されており地域啓発活動が行われている。
オ. 自主防災組織の育成	自主防災組織や住民主体の活動という観点で、令和7年度資料に「自主防災組織に関する取組」が盛り込まれている。
カ. 防災備品の備蓄	備蓄・拠点整備という観点で、「三次市災害廃棄物処理計画」内に備蓄・処理体制の記載がある。
キ. 災害時応援協定の締結	具体的な協定締結状況は公表資料中では明確に確認できませんが、災害対策本部・消防団等との連携強化が取組として記載されている。
ク. 災害情報伝達手段の整備	避難所指定・基幹避難所等の公表がされており、情報伝達基盤の整備が進展している。
ケ. BCP 策定支援事業の共催 (広島県主催)	「三次市災害廃棄物処理計画」ではBCPに準じた体制づくりの記載があります。広島県の支援体制の中で市も関与している。
コ. 「三次市地域防災計画 (基本編・震災対策編)」の策定	本計画が策定されており、風水害・地震などを想定した「基本編」と「震災対策編」によって構成されている。

②三次広域商工会の取組状況

項目	実施状況
ア. 商工会災害情報報告システムの導入と活用	広島県商工会連合会が提供する災害情報報告システムを導入し、災害発生時の迅速な被害状況の把握共有に活用し、会員事業所の被災状況や営業状況をリアルタイムで把握できる体制が整備されている。 情報の一元管理により災害時の初動支援の精度が向上した一方で、現場での情報収集・入力 of 徹底を図るためには、習熟度向上に向けた操作訓練の継続が今後の課題である。
イ. LINE WORKS (非常時連絡網) の導入と活用	災害・緊急時における職員間の即時連絡体制としてLINE WORKSを導入 (連絡体制のデジタル化) し、従来の電話・メール等との併用によって通信手段の多重化が実現された。多様な通信手段を活用することで、通常業務では職員間の情報共有や連絡体制がより迅速かつ確実に行えるようになっている。 今後は、緊急時の使用想定に基づく訓練やマニュアル整備が必要である。
ウ. 商工会事業継続計画 (BCP) の策定	BCP策定により、会館設備・職員安否確認・事業所支援体制の継続性確保の明記と職員の役割分担・優先業務の整理を行い、組織の危機対応力を高める重要なステップをクリアした。 今後は、計画の定期的見直しやシナリオ別訓練の実施による習熟度と実効性の向上が必要である。

【小規模事業者の事業者 BCP 策定件数 (第1期)】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
目標件数	5	10	10	10	10	45
実績件数	0	0	0	0	0	0
達成率	0	0	0	0	0	0

2. 課題など

① 行政（＝三次市）の課題整理

1. 住民参加と自主防災組織の定着
2. 防災教育・啓発活動の継続的实施
3. 情報伝達・通信手段の多様化
4. 物的備蓄と運用管理の精度向上

② 経済団体（三次広域商工会）の課題整理

災害情報システムの習熟不足や訓練の未定着、連絡網の緊急時の実効性検証不足、さらに BCP の訓練・更新・事業所展開が進まない等、計画が実運用に結びつかない点が共通の課題となっている。

1. システム運用・訓練の定着

導入した災害情報システムが十分に使いこなされておらず、平時からの操作習熟や入力徹底、定期訓練が不足している等、実災害時に即応できる体制が確立していない点が課題である。

2. 連絡網の緊急時実効性

LINE WORKS 等の連絡網は整備されているが、通信障害時の代替手段や緊急時の運用ルールが未整備で、実際の災害下で確実に機能するか検証が不十分である。

3. BCP（事業継続計画）の実践化と更新

BCP は策定済みだが、訓練・見直し・事業所への展開が進まず、計画が実運用に結びついていない。情勢変化や設備更新に応じた定期的なアップデートも不足している。

3. 目標

【年度別成果目標】

項目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	合計
目標件数	5	5	5	5	5	25

◆目標達成に向けた取り組み

- ・経営指導員間で年間目標を共有し、目標の進捗管理を徹底する。
- ・役員会、地域振興委員会、青年部、女性部の会合において、事業とその必要性の周知を図る。
- ・地区内小規模事業者に対し自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後に速やかな復興支援策が行えるようまた域内での感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制と関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・毎年、会員事業所 5 件を目標に BCP（事業継続計画）の策定支援と実施フォローを行うことを目指している。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担・体制を整理し、両者が連携の上、次の事業を実施する。

1. 事前の対策

①小規模事業者に対する災害等のリスクの周知

- ・ 巡回等指導時にハザードマップ、J-SHIS などを活用し、事業所ごとの立地特性に応じた災害リスクを分かりやすく解説する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、LINE、ケーブルテレビ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は令和7年事業計画を作成

③関係団体等との連携

- ・ 事業連携先の東京海上日動パートナーズ中国四国（三次支社）に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を実施。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う訓練は必要に応じて実施する。

2. 発災後の対策

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 8 時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。
- ・ LINE グループによる情報共有を実施、即時の意思決定を可能にする。

大規模な被害がある	・ 地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

- ・ 本計画により、当会と当市は町以下の間隔で被害情報等を共有する。

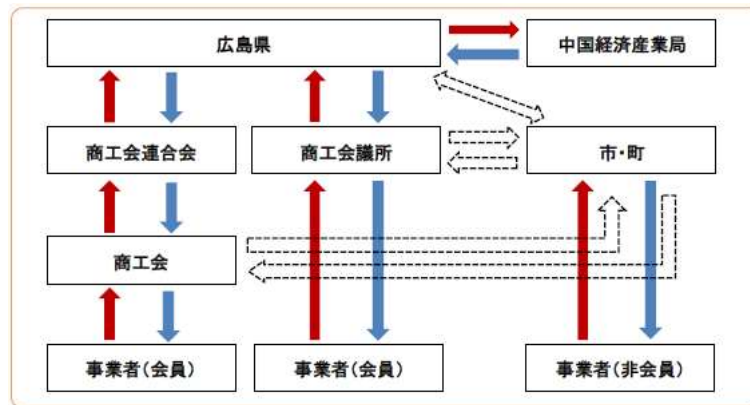
発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する。
1 週間～3 週間	1 日に 1 回共有する。
3 週間～3 ケ月	2 日に 1 回共有する。
3 ケ月以降	1 週間に 1 回共有する。

- ・ 当市で取りまとめた「例：三次市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、三次商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

- ・ 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・ 相談窓口の開設方法について、三次市と相談する。なお、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を当会に設置する。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 広島県及び三次市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や市町、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制									
(令和 7 年 12 月現在)									
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)									
三次広域商工会 (本所) 事務局長 法定経営指導員 3名 経営指導員 1名 補助員 2名 記帳専任職員 1名 記帳指導職員 0名 三次広域商工会 (吉舎支所) 記帳専任職員 1名 三次広域商工会 (甲奴支所) 記帳指導職員 1名 三次広域商工会 (三和支所) 記帳指導職員 1名 三次広域商工会 (布野支所) 補助員 1名 三次広域商工会 (作木支所) 経営指導員 1名 三次広域商工会 (君田支所) 記帳指導職員 1名									
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 井上 憲 (連絡先は後述 (3) ①参照) ②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)									
(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先 ①商工会／商工会議所 三次広域商工会 経営支援課 〒729-4304 広島県三次市三良坂町三良坂 5042-1 TEL : 0824-44-3141 / FAX : 0824-44-3390 E-mail : miyoshi@hint.or.jp ②関係市町 三次市 産業振興部 商工観光課 〒728-0012 広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 TEL : 0824-62-6171 / FAX : 0824-64-0172 E-mail : shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp ※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。									

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	4 0 0	4 0 0	4 0 0	4 0 0	4 0 0
啓発ポスター	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
セミナー	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自己資金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

[illegible]